

ゼロカーボンアクションポイント事業対象一覧

※1 リサイクル参加事業(1ポイント)

- ①市内スーパーへの資源回収の持ち込み
- ②すまいるわーくへの資源回収の持ち込み
- ③雑紙(ぞつがみ)の持ち込み(市実施の拠点回収)
- ④廃食油の持ち込み(市実施の拠点回収)
- ⑤市内各学校リサイクルへの参加(春・秋)
- ⑥リサイクルデータバンクの登録又は利用
- ⑦市役所へリサイクルカートリッジの持ち込み
- ⑧市が実施する小型家電の無料回収への持ち込み

省エネ家電等購入事業(3ポイント)

- ・エアコン、冷蔵庫、電気給湯器(エコキュート限定)、テレビの購入。対象家電は省エネラベルや星数、省エネ基準達成レベルが必要です。
- ・LED天井照明器具の購入
- ・宅配ボックスの購入
- ・電気自動車の購入(中古車可。ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車は対象外)
- ・やまがた省エネ家電買換えキャンペーンへ応募

家屋設備導入事業(3ポイント)

- ・太陽光発電設備、蓄電池、木質バイオマス燃焼機器の導入(尾花沢市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の交付要件を満たすもの)
- ・既存住宅の公共下水道(農業集落排水含む)へ接続
- ・くみ取り又は単独浄化槽から合併浄化槽へ転換
- ・住宅の断熱・機密化の実施

環境セミナー参加事業(1ポイント)

- ・各電力会社が行う節電キャンペーンへの参加
- ・植林ボランティアへの参加
- ・県家庭のカーボンニュートラルアクションへ応募
- ・県エコドライブアクションへの参加

参加宣言・診断事業(1ポイント)

- ・アクションポイント事業参加宣言
- ・環境省うちエコ診断(サイト上自己診断)
- ・環境省うちエコ診断(住宅での診断)
- ・やまがた省エネ健康住宅の認証取得

その他(1ポイント)

- ・家庭用生ごみ減量容器(コンポスト容器)の購入
- ・段ボールコンポストの作成・設置
- ・フードドライブへの持ち込み
- ・その他、随時加える場合もあります

※1 リサイクル参加事業は同一年度内に複数回、ポイントの対象となります。
・ ①②の資源回収品の持ち込みは年度内、最大3回までが対象となります。
・ ③～⑦の事業は年度内、最大2回までが対象となります。
事業の詳細は右記のQRコードから尾花沢市の公式ホームページでご確認ください。



お問い合わせ

〒999-4292 尾花沢市若葉町一丁目2番3号 庁舎2階

尾花沢市役所 環境エネルギー課 生活環境エネルギー係

メール kankyo_s@city.obanazawa.yamagata.jp

電話 0237-22-1112(直通)

FAX 0237-24-0323